

**「第6次静岡県障害者計画(案)」に係る  
県民意見の募集に寄せられた御意見と静岡県の考え方**

1 パブリックコメント募集期間

令和7年12月25日(木) ~ 令和8年1月23日(金)

2 意見の状況

18名・70件

3 意見への対応

区分	対応	件数
A	御意見を踏まえ、計画案に反映したもの	27
B	障害者福祉を推進する上で参考とするもの	35
C	意見等の内容が既に計画に記載済みのもの	5
D	対応が困難なもの	0
E	その他	3
計		70

(計画の項目ごとの内訳)

区分	項目	件数
I 障害に対する理解 と相互交流の促進	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	5
	情報アクセシビリティの向上	2
	障害者スポーツと文化芸術活動の振興	2
II 地域における自立 を支える体制づくり	身近な相談支援体制整備の推進	5
	暮らしを支える福祉サービスの充実	6
	施設や病院から地域生活への移行の促進	11
	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	7
	地域での保健・医療体制の充実	3
III 多様な障害に応じ たきめ細かな支援	地域や施設における防災体制等の充実	3
	早期支援体制の整備	2
	教育の振興	5
	重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援の充実	1
	発達障害のある人に対する支援の充実	6
資料編、その他		12
計		70

## 【第6次静岡県障害者計画（案）】パブリックコメントの意見に対する回答について

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
1	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	権利擁護の推進の記載にあたり、意思決定支援について触れられていないため、その考え方を盛り込むべきではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P24) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が適切に反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援することが必要です。」
2	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	障害の啓発について、当事者団体のキャラバン隊等を財政的にサポートする必要がある。また、発達障害や知的障害のある方たちの権利を守るため警察や警察学校へのキャラバン隊による啓発も取り入れるべきである。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	当事者団体によるキャラバン隊の活動は、令和3年度に「障害を理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績がある」として、知事表彰を行ったところ。いただいた御意見を踏まえ、引続き学校・企業等への啓発を強化し、理解促進に取り組んでまいります。
3	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	地域のインクルーシブ教育システムの推進に特別支援学校の参画が進んでいるが、きこえない子どもにとって地域のインクルーシブ教育は言語が違うという視点も視野にいれて慎重に配慮していただきたい。音声言語で行われる地域の学校との交流や小中一貫グループへの参画にはきこえない子どもにとっては音声の情報保障が必要となることが前提となる。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	令和7年4月に策定した「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の在り方では、多様性を認め合う地域社会となることが、「交流及び共同学習」の効果を更に高めると考えられるとしています。一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備や通級による指導等、多様な学びの場における環境整備と共に学び合い、共に育つ教育の創出を進めてまいります。
4	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	「障害に対する理解と相互交流の促進」の中の「関係団体等との協働の推進」という項目のため、当事者団体だけではなく職能団体との協働も必要ではないか。	C 意見等の内容が既に計画に記載済み	職能団体については、「関係団体等」に含めています。
5	障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進	発達障害の方が投票できるよう、どこの投票所でも対応方法の事前確認を行うべきである。しかし、知的障害のある方は情報を直ぐにかみ砕くことが難しい方もいるため、グループホーム等生活の場や通所事業所などで職員が説明支援をするにあたり、立候補者の情報を簡潔な提供できるといいのではないか。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	投票環境の向上に関しては、投票所を運営する県内市区町の選挙管理委員会に対し、様々な機会を捉えて配慮を依頼しております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
6	情報アクセシビリティの向上	電話リレーサービスの認知度向上に向けた周知・広報だけでなく、県や関係機関において電話リレーサービスを用いた問い合わせ体制を整備すべきである。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県では、これまで、県民や職員向けの研修等の機会を活用して電話リレーサービスの周知を図ってまいりました。また、県職員が電話リレーサービスを利用する際は、発信側としても受信側としても、適切に対応していると考えております。近年、自動音声を利用した迷惑電話などが増加していることから、県や関係機関に対しては、冒頭自動音声が行われる電話リレーサービスに対し誤った対応をすることのないよう、引き続き、サービス受入体制を整えてまいります。
7	情報アクセシビリティの向上	「障害のある人の職場等における業務内容への適応やコミュニケーションの確保のため、職場適応援助者（県ジョブコーチ）を派遣します。精神障害者雇用に関する従業員の理解や職場環境整備を支援するため、精神障害者職場環境アドバイザーを企業等に派遣し、研修会や相談会を実施します」は、コミュニケーション手段の充実の取組ではなく、合理的配慮の促進や権利擁護のための取組と考える。また、「研修会等において、障害特性についての理解を深め、担当者の実務能力の向上に努めます」は、コミュニケーション手段の充実の取組ではなく、合理的配慮の促進や権利擁護のための取組と考える。合理的配慮の意味や権利擁護についての基本的な考え方を分かりやすく伝える必要があるのではないか。	C 意見等の内容が既に計画に記載済み	合理的配慮の促進や権利擁護の推進の取組の一つとして、「コミュニケーション手段の充実」が位置付けられていると認識しています。
8	障害者スポーツと文化芸術活動の振興	県障害者スポーツ協会のスポーツ指導は、法人単位では年1回となっているが、大きな法人だと11年に1回しか申し込めないため、事業所単位で年1回申し込めるようにしてほしい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県では、県障害者スポーツ協会と連携し、重度の障害のある方も安全に参加できるスポーツ教室を県内各地で開催するとともに、パラスポーツ指導員を各施設に派遣し、派遣先施設職員も指導方法を学ぶことで継続的な地域活動が根付くよう巡回指導を実施しています。今後も障害のある方が身近な地域でパラスポーツに親しむ環境整備の促進に向けて取り組んでまいります。
9	障害者スポーツと文化芸術活動の振興	みら一との発表の場は増えたが、“ふじのくにチーム★輝き”の発表の場はなくなってしまったのか。	E その他	「ふじのくにチーム★輝き」については、10年以上開催してきましたが、当初の目的を達成したことから、終了させていただきました。

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
10	身近な相談支援体制整備の推進	この計画がこの先4年間ということを考えると、すでに基幹相談支援センターが設置されている地域は多く、主任相談支援専門員も配置されてきている。 主任相談支援専門員の養成が人材育成のところで触れられているので、基幹や特定への配置の促進を図り、相談支援の質の担保等も必要である。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	基幹相談支援センターについては、2025年度末時点で26市町に設置されており、未設置市町については、引き続き、市町に対し設置に向けた支援を行なってまいります。 また、主任相談支援専門員の養成研修を通じ、相談支援体制の充実に努めてまいります。いただいた御意見については、今後の取組の参考といたします。
11	身近な相談支援体制整備の推進	圏域専門部会について、就労部会の対象を一般就労と明記しているが、福祉的就労を含めた就労と表現すべきではないか	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P37) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「②各障害保健福祉圏域に設置した圏域自立支援協議会に専門部会を設置し、地域課題の解決に向けた検討を進めます。障害のある人の就労（福祉的就労を含む）や地域移行、障害児支援など、特定の専門的課題への対応を図ります。」
12	身近な相談支援体制整備の推進	基幹相談支援センターの相談機能と地域生活支援拠点等における相談機能は違うため、それを混同した表現や取組になっている。県として相談機能としてどうまとめたいかを示してほしい。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P37) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「③拠点コーディネーターによる地域移行等を促進する機能を持つ「地域生活支援拠点等」の整備及び相談支援専門員による地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の設置が努力義務とされたことを受け、全ての市町における相談支援体制の整備を支援します。」
13	身近な相談支援体制整備の推進	精神科救急情報センターについては、設置されて時間もたっているものだと思うので、「設置します」ではないのではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P38) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「⑤緊急に医療を必要とする精神障害のある人からの相談等に24時間365日対応できる精神科救急情報センター（精神科救急情報ダイヤル）の体制確保及び周知を図ります。」
14	身近な相談支援体制整備の推進	コーディネーターは「医療的ケア児等コーディネーター」を指すものか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P39) 御意見については、「医療的ケア児等コーディネーター」を指すものであり、正確に記載するため以下のとおり修正します。 「⑤在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）の介護ニーズは、24時間対応等の包括的・継続的なサービス提供が不可欠となります。このため、地域における行政、福祉、教育、医療等の連携を図り、重症心身障害児（者）等を支援し総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを養成します。」

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
15	暮らしを支える福祉サービスの充実	「障害のある人、高齢者、子供等、誰もが利用できる地域の交流の場である「居場所」づくりを推進」については、複数の課がかわるべき内容ではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P40) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「①障害のある高齢者の孤立防止、地域での支え合いやコミュニティづくりのため、障害のある人、高齢者、こどもなど、誰もが利用できる地域の交流の場である「居場所」づくりを推進します。〔健康福祉部障害者政策課〕、〔健康福祉部福祉長寿政策課〕」
16	暮らしを支える福祉サービスの充実	記載された内容は、長年に渡る知的障害者の方々の雇用創出の一環についてであり、この内容で明記するならば、障害者ピアサポート養成研修が従来の精神障害者のみから今年度から三障害、高次脳、難病の方も対象として実施されているため、その人材育成機能の活用を記載すべきである。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P42) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「⑬自らの障害や疾病の経験を活かして、同じような経験がある人に対して支援を行う障害者ピアサポーター等を養成する「障害者ピアサポート研修」を実施します。」
17	暮らしを支える福祉サービスの充実	障害者の高齢化が進む中、高齢者分野との連携・協働について推進していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	これまで県としても国に対して要望をしまいましたが、介護保険制度との連携を図り、引き続き障害のある人の高齢化に対応し必要な施策に取り組んでまいります。いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
18	暮らしを支える福祉サービスの充実	障害者支援施設（入所）において、ICTの導入に向けて補助金の拡充をお願いしたい。	C 意見等の内容が既に計画に記載済み	県では、障害福祉分野における介護業務の負担軽減や生産性の向上を図るため、障害福祉施設等における介護ロボットやICT機器等の導入を支援しています。
19	暮らしを支える福祉サービスの充実	県の公務員の給与が全国一位との報道があったが、県民の幸せ度満足度がまず全国一位になってからであって欲しい。新卒や若手の職員が福祉の仕事に継続且つ自身の生活が豊かであると感じられるよう他業種との賃金格差については、処遇改善加算等を含め急ぎ改善していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県では、静岡県障害福祉人材サポートセンターと連携し、障害福祉人材の確保のほか障害福祉サービス事業所における処遇改善加算の取得に向けたサポートを実施しております。必要とする事業所に活用いただけるよう一層の周知に取り組んでまいります。
20	暮らしを支える福祉サービスの充実	悪質な事業所が増えてきたためか、監査をしやすい形での書類作成が年々増えている。監査に来るだけでなく、利用者の生活支援、作業支援、多量の事務があることを、一日でも一緒に仕事をして内情を理解していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	事業所を指導監督する上で具体的な業務内容を理解することは重要と考えます。いただいた御意見は今後の事業者指導に当たり参考とさせていただきます。

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
21	施設や病院から地域生活への移行の促進	「地域生活支援拠点等の相談支援体制を充実」について、意思決定支援の理念を県の取組の中で浸透させていく内容として読み取れない。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P47) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「障害のある人が住み慣れた地域社会で当たり前の暮らしが保障されるべきというノーマライゼーションの理念に基づき、日常生活や社会生活の中で本人の意思決定を支援するとともに、施設や病院から地域生活への移行を促進することが重要です。地域生活で生じる様々な課題に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域生活支援拠点等の相談支援体制を充実させていく必要があります。」
22	施設や病院から地域生活への移行の促進	「居住の場の充実」において、実態調査の結果として「グループホームの整備」という選択肢が多かった理由や、背景についての検討やアプローチも必要。その背景や社会に対してのアプローチについても記載をお願いしたい。 また、グループホームの整備促進が多く挙げられているが、暮らしの質にまで言及した取り組みの記載をお願いしたい。 「様々な選択肢から検討できる環境づくり」「当事者の考えを汲む」「当事者を含めた話し合いの場」等について記載をお願いしたい。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P48) 地域移行の手段として地域定着支援事業をはじめ各サービスがありますが、障害のある人や家族の不安を解消するためには、困った際に身近なところで相談できる体制が必要と考えており、計画を以下のとおり修正します。 「「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、入所している施設以外で暮らすためには、14.7%がグループホーム等の整備を必要としていることから、 <u>相談支援体制の充実とともに地域生活への移行を促進するための受け皿となるグループホーム等の整備を一層促進していく必要があります。</u> 」  また、その人らしい充実した暮らしを過ごせるようにするためには、世話人等の人材を確保し、障害のある人一人ひとりのサポートを充実していく必要があると考えます。このため、県としては障害福祉人材の一層の確保と資質向上に努めて参ります。 「様々な選択肢」等については、「居住の場の充実」において言及しており、これらを含めて総合的に推進してまいります。
23	施設や病院から地域生活への移行の促進	医療と福祉と行政の協働体制を推進を実施していくために指定一般相談支援事業所が増えていくことが重要である。事業名が明確に入ってもいいのではないか。また、入院者訪問支援事業についても具体的に明記し、意思決定支援やアドボケート機能について促進していくことを加えてもいいのではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P49) 相談支援事業所については、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「①精神障害のある人の早期退院や社会参加の支援のため、精神障害のある人の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種チームによる退院支援や同じような課題や環境の経験を生かしたピアサポートの活用等を推進するとともに、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所(計画相談・一般相談等)及び行政の連携体制を強化し、計画的に地域生活への移行を促進します。」  (本文P25) また、入院者訪問支援事業については、医療機関外の面会交流を確保することを目的とした事業であり、御意見を踏まえ、権利擁護の推進に係る項目に以下のとおり追記します。 「⑧精神科病院の入院者のうち、外部からの交流が途絶えがちな入院者に対し、入院者訪問支援事業等を通して、本人が適切に意思の表明ができるような施策を推進します。」

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
24	施設や病院から地域生活への移行の促進	協議会（専門部会）のことだと思うが、その言葉を入れてもいいのではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P49) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「②精神障害のある人が地域で安心して生活し続けることができるように、市町、病院や相談支援事業所など関係機関と協議する機会として「 <u>自立支援協議会地域移行部会</u> 」を設け、地域における居住及び生活環境の一層の整備や、精神障害のある人の社会参加を促進するための支援を行います。」
25	施設や病院から地域生活への移行の促進	「受診者等に対し、行政や医療機関、ピアサポーター等が連携した訪問支援活動」とあるが、内容的には「精神障害者地域生活支援訪問事業」のことを記載していると思われる。この事業は「未受診者等」を対象としていることから、記載内容の訂正をお願いしたい。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P49) 「未受診者等」に記載内容を修正します。
26	施設や病院から地域生活への移行の促進	【数値目標】に研修修了者数の記載があるが、これに関しては取り組みに記載がなく、記載内容の数値目標としては適切ではない。取り組み内容に応じた数値目標の記載をお願いしたい。数値目標としての研修修了者数についてはそのまま記載してほしいが、その数値目標に対応する取り組みの記載をお願いしたい。取り組み内容としては「地域移行を促進できる人材の育成」等の記載が望ましいと考える。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P49) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「④精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む暮らしを実現できる支援体制整備を行なうため、精神障害者地域移行定着推進研修を実施します。」
27	施設や病院から地域生活への移行の促進	障害者入所施設として、地域移行等意向確認が義務化されており、受け皿となる地域への理解、グループホーム等の居住場所の増を具体的に示していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県においても、国同様に入所から地域社会への移行を推進しており、地域移行や親亡き後の住まいの場となるグループホーム等の整備を進めています。 なお、具体的な整備方策等に関しては、静岡県障害福祉計画において、全県及び障害保健福祉圏域ごとに定めており、来年度、計画の見直しを予定しています。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
28	施設や病院から地域生活への移行の促進	保護者の高齢化や、親亡き後の本人の支援は本当に大変であり、“ただ生きる”のではなく豊かな生活が送れるよう、ヘルパーが増えるしくみ、ヘルパー利用の時間数を希望するだけもらえるしくみ、福祉有償車両を気軽に使えるしくみ、社協の日常生活支援や日中支援型グループホームや成年後見が本人に寄り添ったサポートをしていくしくみづくりを希望している。通所、通勤、勤務中のヘルパー利用も検討いただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	御意見については、国の制度の枠組みの中で実施されている部分もありますが、人材育成、人材確保については、静岡県障害福祉人材サポートセンターと連携した取組を展開しています。いただいた御意見については、今後の取組の参考といたします。
29	施設や病院から地域生活への移行の促進	当事者の意見及び意思決定支援の重要性を踏まえ、「障害の程度にかかわらず、親亡き後の住まいや必要なサービスが適切に確保されるよう、グループホームの整備促進や」という記載内容や表現について再検討をお願いしたい。 指定一般相談支援事業所の拡充により障害者支援施設からの地域移行も推進されるのではないか。このことについて協議する場が必要であると考える。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P24) 御意見を踏まえ、以下のとおり「権利擁護の推進」に関する項目に追記します。  「障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が適切に反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援することが必要です。」

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
30	施設や病院から地域生活への移行の促進	矯正施設退所障害者等を受け入れる施設の不安を解消するためには、保護観察所・警察・病院・法務少年支援センター等が明確な役割分担の下、チームとして支援に携わることが大切である。中でも警察には、施設と連絡を取り合う、訪問する、犯罪を起こしていないものの、対応が難しい緊急時に、指導として関与する、等の協力体制を取ってもらいたい。そのような体制が整えば、受入施設はもっと増えるのではないかと。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県では、地域生活定着支援センターを設置し、保護観察所や矯正施設、検察、弁護士や、地域の福祉関係機関と連携して、高齢や障害により福祉的な支援を必要とする人の相談支援を行っており、その一環として矯正施設退所障害者等を受け入れる施設へのフォローアップを実施しています。引き続き関係機関との協力体制の構築を図ってまいります。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
31	施設や病院から地域生活への移行の促進	「障害のある人の地域生活の質的向上を図るため、様々な障害に応じた機能回復、社会的応答の日常生活に必要な訓練」との記載については、障害が回復しなくても環境を整備して生活の質が向上していくことや、障害のあるなしにかかわらず誰もが住みやすい、誰にとっても生活の質の向上を図っていく社会を作っていく、というメッセージも明記していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	御意見については、国の障害者基本計画及びこれを根拠法とする県障害者計画の策定に係る根底に位置付けられる理念であり、その趣旨は本計画に反映させていただいております。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
32	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	入札参加資格の審査項目に、障害のある方の雇用率だけでなく、障害者就労支援施設への物品・役務の発注額を入れていただきたい。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P53) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「⑨入札参加資格の審査項目に、「障害のある人の雇用率達成企業」及び障害者就労施設等へ一定額以上の物品・役務の発注実績がある「福産品等SDGsパートナー認定企業」を設け、障害のある人の雇用に取り組む企業を優遇できるようにすることで障害者就労施設等への発注を促進します。」
33	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	浜松市では発注シートに優先調達にするかどうかのチェック項目があると聞いたことがあり、県でも発注する際、優先調達の可否の項目をつけてみてはどうか。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
34	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	「就労全体」の項目立てがないため、一般就労と福祉的就労を分けて取組内容を記載しているが、その整理でいいか。一般就労の記載の中か、その他の項目か分からないが、リワーク支援の充実や体制づくりを入れこむ必要があるのではないかと。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	就労選択支援事業は、一般就労、福祉的就労の双方を視野に入れた事業であることは承知しておりますが、一般就労と福祉的就労とは、現状や課題が異なり、支援の方向性を明確にするためにも分けて整理しております。リワーク支援については、関係機関と連携を図るなど、今後の取組の参考とさせていただきます。
35	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	障害者を取り巻く就労環境を踏まえ、ワークダイバシティーについて記載はしないのか。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	障害のある人の就労支援として、一人ひとりの適正に応じた就労に向けた支援体制の充実、就労に関する相談に対応するための就労相談員の配置、就労面及び生活面を一体的に支援する障害者就業・生活支援センターの整備など様々な取組を行っております。いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
36	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	農福連携について記載はあるが、伝福連携が非常に有効な地域活性化になると考えている。担い手不足により閉店を余儀なくされている伝統的な商品等を継承する老舗店舗等の新たな受け皿として社会福祉法人等が地域公益事業として引継ぎ、収入を得て高工賃につなげていく。その中で障害者の人としての価値の創出が同時に行われ地域の方々の障害者へのイメージも変わると考える。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	伝福連携は伝統工芸産業と障害福祉サービスが連携し、後継者不足に悩む技術の担い手として、障害者の特性を活かせる場と考えています。いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
37	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	農福連携について、昨今の夏季でのビニールハウス内や外での作業は過酷なものとなっており、障害のある方の健康状態に配慮して仕事の提供が止まってしまうこともあるのではないかと倉庫内での仕分けなど、障害のある方の健康に配慮されつつ雇用側の負担にならない形で通年仕事が提供できる仕組みを考えて頂き、雇用されたのに「提供できる仕事が現在ない」ということがないよう取り組んでもらいたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	農福連携については、これまでも農業者・障害のある方双方のニーズに対応できるよう、農福連携コーディネーターが障害のある人が作業しやすい作業の切り出しなどを行い、マッチングを進めてきました。今後も引き続き障害のある人に十分な仕事が提供できるようマッチングの強化に取り組んでいきます。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
38	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	数値目標が“県平均工賃月額”となっているが、事業所では重度の方や高齢な方、生活支援が必要な方たちも受け入れていることを忘れないでいただきたい。	E その他	障害が重度の方、生活支援が必要な方々を受入れ、地域を支えることは事業所の重要な役割の一つと認識しております。平均工賃の算定と利用者の特性とのバランスについては国も認識しており、令和6年度の報酬改定において平均工賃月額の計算分母を「前年度の工賃支払対象者数」から、「前年度の1日当たりの平均利用者数」に改定しており、より実態が反映される形としています。
39	地域での保健・医療体制の充実	こどもの危機対応チームの大きな目的として、地域性を活かしながらも継続的な支援体制の構築であると考え、このことについて検討する機会・場について記載すべきではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P58) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「④こどもの自殺危機対応チームを設置し、自殺リスクのある子どもへの対応に苦慮する学校等の支援を行うとともに、 <u>地域の支援者間の連携体制を構築・強化し、地域における自殺対策力を向上させることにより、こどもの自殺の未然防止を図ります。</u> 」
40	地域での保健・医療体制の充実	中東遠地域では、中東遠総合医療センターで月に2回障害者歯科外来が開設されている。元々は県の障害者歯科の研修として始まったものとして聞いているが、研修期間は終了し、現在は、地域の歯科では治療できない患者のため、圏域市町が負担し歯科医師会がボランティアで診療にあたっている。しかし、治療する医師は無報酬のため、新たな人材が育たず、今後の継続が危ぶまれている。親が高齢化する中、遠方への通院は困難なため、中東遠地域に障害者歯科診療の拠点を整備していただきたい。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P60) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「⑧障害者に対する歯科医療提供体制の確保に向け、地域ごとの調査・検討、人材育成、連携体制の構築に取り組みます。」
41	地域での保健・医療体制の充実	こころの健康対策の推進やこころの健康づくりの推進については、複数課で取り組んでいただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	取り組みの内容に応じて、教育委員会をはじめとした、関係部局と連携しながら取り組んでまいります。

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
42	地域や施設における防災体制等の充実	大規模災害の発生に対応するため、福祉避難所の拡充と物資等購入にあたる補助金の整備、福祉避難所を設置するまでのイメージを実態に合わせて検討頂きたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県では、物価高騰対策の一環として、災害備蓄等への対応として、災害発生時に障害福祉サービスを継続するために必要な備蓄物資や衛生用品・医療用品等の購入に対して補助金による支援を実施しています。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
43	地域や施設における防災体制等の充実	大規模災害の発生に対応するため、福祉避難所の拡充と物資等購入にあたる補助金の整備、福祉避難所を設置するまでのイメージを実態に合わせて検討頂きたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	福祉避難所は、市町が地域の実情に応じて指定しており、県では「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」を作成して、各市町における福祉避難所の設置や避難者受入時の留意点等を示しているほか、市町が行う避難所の環境改善に財政支援を行っています。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
44	地域や施設における防災体制等の充実	西豊田学区で以前からインクルーシブな防災訓練が行なわれており各地区にも広がっていくよう、県も協力いただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	年齢、性別、国籍、障害の有無に関わらず、多様な住民に対応した防災訓練は重要であり、好事例については、他市町にも情報提供し、県内に広げていきたいと考えています。
45	早期支援体制の整備	手話言語の獲得を「権利」として位置付け、計画においても「言語権について」「手話言語を獲得する権利」について明記すべきである。音声言語獲得支援ありきとせず、手話言語獲得支援にも独自予算を付けるべきである。 手話施策推進法を適切に反映していただきたい。 また、ろう児等が自らの言語として手話を選択できる環境を整えることは、言語権の保障と健全な発達の観点からも極めて重要である。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P74) (健康福祉部) 県では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語が必要な子どもに対し、乳幼児期から参加できる親子手話教室を実施するほか、難聴と判断された際の親の不安を和らげるため、聴覚に障害のある子どもを育てた経験のある保護者をピアカウンセラーとして養成してまいりました。 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「⑨手話言語の獲得を選択した子どもが手話に触れる機会を提供するため、親子手話教室を実施します。」  (本文P77) (教育委員会) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「③特別支援学校においては、手話を使用する子どもの意向を尊重しながら、手話言語獲得のための環境整備に努めます。」
46	早期支援体制の整備	幼児児童生徒が手話で自由に教職員と話ができる環境整備が必要であり、手話で教育を受けることは“合理的配慮”ではなく、“権利”である。 数値目標として、「手話環境のある教育機関数」「手話対応可能な教員数」「手話対応可能な教員の養成計画」を設定すべきである。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P78) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「④特別支援学校では、手話施策推進法の施行を踏まえ、手話を必要とする子どもの意向が尊重されるように、手話に関する必要な支援を行う職員等の配置に努めます。また、手話の技能を有する教員を育成するため、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修等を実施します。教員採用選考試験においては、手話通訳士の資格を持っている者に加点をするなど、手話環境の充実に努めます。」

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
47	教育の振興	手話による教育を受けられず県外流出している実態調査を行うべきである。 県のろう学校において、乳幼児期における手話の学習の機会が保障されていない。 実態調査を行う場合はその計画を、行なわない場合は手話言語条例や手話施策推進法との矛盾について考えを示していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	手話による教育を受けられないことにより、県内に居住する児童生徒が県外に転出した例を把握しておりますが、聴覚特別支援学校幼稚部、小学部及び中学部のいずれにおいても、多様な教育内容や指導方法を用意するなどして、きめ細かな指導を実施しています。
48	教育の振興	聴覚障害に加え他の障害を持つ重複障害の幼児児童生徒が、聾学校ではなく、特別支援学校を勧められると聞いたが、その幼児児童生徒が少しでも手話や視覚情報が多い聾学校での教育を求めた場合は、受け入れるべきではないか。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	特別支援学校への就学は、保護者に情報を提供し、保護者の意見について、可能な限りその意向を尊重し、総合的に判断して、最終的には市町教育委員会が、就学先を決定しています。
49	教育の振興	「障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動を支援するための環境整備」がなされたら就労支援事業所にも一報いただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	関係部局と連携し、周知に努めてまいります。
50	教育の振興	県立高校の学校設備について、多目的トイレを各階に設置していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	今後新たに建設する校舎については、各階1箇所多目的トイレを設置する方針としております。 既存の校舎においては、トイレ改修の際に、できるだけ多目的トイレを設置できるよう検討します。
51	教育の振興	特別支援学校などで職場体験、実習などを行った後に学校側と事業所側が早めに連携を取り、事業所のルールや本人が参加する作業の工程について擦り合わせを行い、卒業後にストレスが少なくスムーズに事業所に慣れることができるようにしていただきたい。 また、学校側における『指導』と事業所側における『指導』ずれで「学校ではなかったが事業所では」ということにならないようにしていただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	特別支援学校では、事業所等と連携し、一人ひとりの適性に応じた職場実習に取り組んでいます。また、移行支援会議において、卒業後に充実した生活が送れるよう、引き続き努めてまいります。

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
52	重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援の充実	医療的ケア児・者は程度が幅広く少数であるが、予算を付け、能力を存分に発揮できるよう環境整備を行えば、未来の人材育成に大きな力となると思う。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	医療的ケア児の教育保障、成長や自立のため、医療的ケア運営協議会等を通して、個別のケースに対応できるよう引き続き検討してまいります。
53	発達障害のある人に対する支援の充実	強度行動障害について、【現状と課題】に予防の必要性が触れられているため、【県の取組】にも予防としての取組を記載すべきではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P83) 御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「⑥強度の行動障害の状態となることを予防するためにも、早期の適切な療育支援が必要なことから、県内の発達障害者支援センターと市町、関係機関とも連携して必要な支援を実施します。」
54	発達障害のある人に対する支援の充実	強度行動障害支援に関し、強行基礎・実践研修と行われているが実態は取り組みに繋がっていないとされている。このことについて分析をお願いしたい。 また、予防的支援の必要性を考えた時、未就学時期、学齢期低学年頃からの現れを適切な理解と支援に繋げることが予防策となり、各学校での対応や理解の促進、支援方法の共有等福祉の視点を取り入れる体制づくりの促進をお願いしたい。 児童発達支援・放デイでの支援が予防的支援に直結し、特別支援学校だけでなく、その他発達支援学級を持つ小学校等との協力、相談・支援体制、アウトリーチの拡充(トライアングルプロジェクト)等の促進をお願いしたい。 学校内に設置されている「児童会」との連携促進を検討してほしい。学童の状況整理としても職員配置が少なく事故が散見され、発達に課題を持つこどもの利用が拒まれている実態にある。インクルーシブ教育とはまるで絵にかいた餅になっている。 そして、SSWの待遇を見直してほしい。福祉と教育を繋ぐ重要な役割を担うSSWの地位が低く、支給される物品、労働条件も実態に全く合いません。待遇等手厚くなるようご検討頂きたい。 保育・教育・福祉の支援者に向けての研修の場や地域での自立支援協議会等との協力関係を促進してほしい。 強行支援では、時に、物損が見られるがご本人の保険だけでは賄えない額となり(保険業者の上限額設定により)施設負担で修繕を行っている実態です。短期入所/日中一時、地域生活支援拠点整備等事業における緊急時対応時の物損などを含め、保証・補助金の創設を県や市として検討頂きたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	研修において県内事業所等で実践している好事例を共有する等、いただいた御意見については、関係各課で共有するとともに、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
55	発達障害のある人に対する支援の充実	「世界自閉症啓発デー」「発達障害啓発週間」ポスターでの啓発だけでなく、愛知のように、大学、公立図書館、商業ビルを使って大々的にPRしてけると良い。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	「世界自閉症啓発デー」、「発達障害啓発週間」での啓発や各市町への啓発の働きかけは引き続き実施してまいります。また、いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
56	発達障害のある人に対する支援の充実	強度行動障害のある方を受け入れる事業所設立の段階において、利用者のパーソナルスペースが確保できる広さや防音設計など事業所が受け入れる体制が取れるようにすることも大切である。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
57	発達障害のある人に対する支援の充実	教員教育について、県立高校の教員は発達障害に関する知識が乏しく迅速に対応いただきたい。	C 意見等の内容が既に計画に記載済み	高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対して適切な支援・指導を行うために、全ての教職員が特別支援教育に関する一定の知識・技能と指導力を身に付けることは重要です。生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えるためにも、研修や協議会等の場を通じて、特別支援教育に関する理解促進を図ってまいります。
58	発達障害のある人に対する支援の充実	スキルはもちろんであるが、職員が気持ちに余裕を持って対応できるよう、生活の補償、事務の軽減をお願いしたい。	E その他	強度行動障害のある方に対して高度な専門知識や技術に基づく個別支援を行うため、支援者養成研修による人材の養成に努めます。また、報酬等については、機会を捉えて国に要望してまいります。
59	その他	親亡き後を見据えた相談支援体制の整備について、主な取組に「圏域スーパーバイザー等による基幹相談支援センター未設置市町への促進」とある。この部分について、基幹相談支援センター未設置市町への促進に加え、地域生活支援拠点等事業の整備とともに、具体的に市町での展開について促進していくことも加える必要がある。	C 意見等の内容が既に計画に記載済み	概要資料においては、数値目標等と関連付けて重点的な取組について掲載させていただいております。地域生活支援拠点等の整備については、相談支援体制の整備において欠かせない取組の一つとして認識しており、計画本文に記載させていただいております。
60	その他	第6次計画の策定期間が2026年3月であるのに対し、「静岡県障害者しあわせプラン」への改称の記述が過去形のため理解しにくい表現になっている。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P2) 御意見を踏まえ、表記を修正します。
61	その他	1993年5月にふじのくに障害者プランを策定したとあるが、今回「静岡県障害者しあわせプラン」に改称する理由を書くべきである。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P4) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「そこで、今回の障害者計画では、 <u>このような障害者施策の取り巻く環境に対応し今後の本県の基本的方向を示しつつ、総合的な推進を図り、ウェルビーイングの視点を取り入れ、「幸福度日本一の静岡県」を目指すため、「静岡県障害者しあわせプラン」と改称し、今後4年間の新たな計画を策定します。</u> 」
62	その他	「精神障害 平均在院日数の状況」のグラフの縦軸の目盛りの始まりが150となっている。他のグラフは0からスタートのため、一貫性を持たせるべきである。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P13) 御意見を踏まえ、表記を統一します。

No.	項目	意見等の概要	対応	県の考え方
63	その他	「療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者数」の伸び率の表記が142%とされているが、42%と表現するのが妥当ではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P14) 御意見を踏まえ、表記を修正します。
64	その他	「入院医療中心から地域におけるケア中心へと進みつつある」や「治療技術の向上や向精神薬の開発等が進み」とあるが、根拠の記載が必要である。現場で長年精神科医療に従事している立場で違和感を持つ表現である。 「精神障害に関する医療環境が改善されている」について「改善している」とする根拠の記載が必要である。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	精神病床の平均在院日数が減少傾向にあることから「入院医療中心から地域におけるケア中心へと進みつつある」、LAI（持続性筋肉注射）等の登場から「治療技術の向上や向精神薬の開発等が進み」と考えております。また、精神科病院において業務従事者による障害者虐待にかかる虐待通報窓口等、権利擁護にかかる法制化が進んでいることから、「精神障害に関する医療環境が改善されている」と考えております。
65	その他	知的障害のある当事者からは、本人の声を聞く仕組みづくりを求める意見が出されており、具体的には、市町自立支援協議会等に「委員」として当事者が参加し、計画策定や施策に対して直接意見を述べるができるようにすることを求めている。 身体障害者の方々と同じように、「県民の役割」に「知的障害のある当事者が、市町自立支援協議会等の委員として参画できるよう、市町に働きかけます。」という文言を追記していただきたい	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	市町自立支援協議会の委員の選任は、各市町に委ねられており、各々の実情に応じ対応されているものと考えています。いただいた御意見については、各市町に働きかける等今後の取組の参考といたします。
66	その他	スマートフォンの利用について、母数3,841に対し調査結果が1,914により49.8%になるが、53.2%と記載されているため補足情報が必要ではないか。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	(本文P101) 御意見を踏まえ、表の下に注意書きで「※問2の年齢の設定において無回答とした者も含む。」を追記します。
67	その他	西暦と和暦が混在しているため、西暦に統一した方が良い。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	御意見を踏まえ、表記を統一します。
68	その他	表示が不鮮明な箇所があるので修正いただきたい。	A 御意見を踏まえ、計画案に反映する	御意見を踏まえ、修正します。
69	その他	数値目標について、現状値や目標値の年度等の記載にあたり、読み手側に誤解を与えないよう脚注などの配慮が必要である。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	県総合計画等の他計画の表記との整合をはかりつつ、分かりやすい記載に努めてまいります。
70	その他	スクールソーシャルワーカーと面談した際、発達障害に知識が浅く学校側の意見を尊重する人であったため、当事者に寄り添うことはなく学校行事をあきらめざるを得なかった。人選と教育を徹底していただきたい。	B 障害者福祉を推進する上で今後の参考とする	スクールソーシャルワーカーの人選については、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技能を有する人材を選考しています。任用後においても児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛ける支援ができるよう、研修を実施し、スキルアップを図ってまいります。